

保育園・幼稚園など

保育園・幼稚園など

認可保育所

認可保育所とは、保護者の仕事や病気などの理由により、保育の必要性の認定を受けた児童を保育する施設で、児童福祉法に基づき認可（設備や保育士の人数など、国が定めた認可基準を満たしている）された児童福祉施設です。

●入所の要件

保育所を利用するためには教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、下記の「保育の必要性」の割合により認定されます。

- ・就労している場合（→週12時間以上）
- ・求職活動している場合（→継続的な求職活動を行っているため保育が必要な場合）
- ・出産の場合（→出産のため児童の保育が必要な場合）
- ・疾病（入院・療養）や心身に障がいがあり、保育困難と診断された場合
- ・家族の看護（介護）をしている場合（→週12時間以上、入院や通院等の看護（介護））
- ・その他、就学、保護者がいない、虐待・DVを受けている、災害復旧にあたっている等

●申込期間

詳細は、例年10月上旬頃に発行される「保育所等入所のしおり」をご参照ください。しおりは、子ども・若者政策課窓口・地域子育て支援拠点・健康センター・出張所等で配布しています。

・4月からの入所を希望 ⇒ 10月下旬から11月上旬まで（※広報等でお知らせします）

・5～3月からの入所を希望 ⇒ 前々月中旬ころから前月中旬ころまで

※3月のみ前々月の中旬ころまでが締切になります

（出張所の開所日など）

聖蹟桜ヶ丘駅出張所：月～金・日 8:30～17:00 ☎376-8121

●休所日 土曜日・祝日・年末年始・臨時休所日 ※祝日が日曜日の場合は業務を行います

多摩センター駅出張所：月～金・土 8:30～17:00 ☎338-5511

●休所日 日曜日・祝日・年末年始・臨時休所日 ※祝日が土曜日の場合は業務を行います

保育園・幼稚園などの手続きについては子ども・若者政策課までお問い合わせください。

出張所は「保育所等入所のしおり」の配付のみです。

●保育料

・0～2歳児クラスについては4月から8月までは世帯の前年度分の市民税所得割額、9月から翌3月までは当該年度分の市民税所得割額（同一世帯の祖父母等を含む場合もあり）により決定します（生計を同一にするきょうだいの中で第2子以降は保育料が無料となります）。

※今後制度改正により、変更がある場合は公式HPでお知らせします

・3～5歳児クラスは幼児教育・保育の無償化により、保育料が無料となります。

※給食費・延長保育は実費がかかります（対象の世帯のみ免除制度あり）

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850

認可保育所・認定こども園一覧

	保育園名称	所在地	電話番号	一時・定期 実施園(※)
1	市立多摩保育園	和田418-1	375-8217	
2	桜ヶ丘第一保育園	和田60-1	374-3098	○
3	ゆりのき保育園	永山4-6	374-3152	
4	こばと第一保育園	諏訪4-7	374-3385	
5	みさと保育所	愛宕2-53	375-0727	
6	パオパブ保育園	一ノ宮1-20-3	375-4640	○
7	こぐま保育園	永山3-5	375-4677	○
8	みどりの保育園	連光寺3-57-2	375-0117	○
9	やまと保育園	和田1534	373-5039	
10	ピオニイ第二保育園	豊ヶ丘4-8	372-1222	
11	かおり保育園	落合4-15	376-5311	
12	かしのき保育園	諏訪1-64	372-3475	
13	こころ保育園	鶴牧5-5	374-5115	
14	パオパブちいさな家保育園	一ノ宮3-9-1	375-4701	○
15	りすのき保育園	唐木田1-8-2	357-0711	
16	あおぞら保育園	落合1-5-16	375-1330	○
17	のびのびっこ保育園	諏訪1-1-6	319-3431	
18	あすのき保育園	諏訪2-2-B-001	400-0360	
19	あおぞらぱれっと保育園	落合1-15-1	400-7020	
20	やまとさくら保育園	関戸4-18-2	401-8826	
21	関戸みどりの保育園	関戸2-24-27 2階	400-6330	○
22	おだ学園保育園	永山1-5ベルブ永山209	357-8100	○
23	おだ認定こども園	落合5-7-2	376-0211	○
24	認定こども園 多摩みゆき幼稚園	連光寺2-24-6	400-6996	
25	認定こども園 東京大谷幼稚園	愛宕1-51	375-0728	

※No.23.24.25おだ認定こども園・認定こども園多摩みゆき幼稚園・認定こども園東京大谷幼稚園は、54ページを参照してください

※事業概要については、P46の一時保育・定期利用保育事業を参照してください。
利用枠に空きがない場合があります。

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850

認定こども園

「認定こども園」は、就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県から認定された施設です。

- ① 小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ② 地域における子育て支援を行う機能

●市内の認定こども園

名称	受入年齢	類型	所在地	電話番号
おだ認定こども園	0～5歳	幼保連携型	落合5-7-2	376-0211
多摩ゆき幼稚園	3～5歳	幼稚園型	連光寺2-24-6	400-6996
東京大谷幼稚園	3～5歳	幼稚園型	愛宕1-51	375-0728

●入園の手続き

・0歳～2歳の保育を必要とする方

→ 利用申込みは、その他の認可保育所と同様、多摩市への申請となります。

・3歳～5歳の教育または保育を必要とする方

→ 申込み時期や方法については、その他の認可保育所と異なりますので、各施設にお問い合わせください

※ 保育を必要とする場合は、保育の必要性の認定(52ページ参照)を受ける必要があります

●保育料

0～2歳児クラスについては4月から8月までは世帯の前年度分の区市町村民税所得割額、9月から翌3月までは当該年度分の区市町村民税所得割額(同一世帯の祖父母等を含む場合もあり)により決定します(生計を同一にするきょうだいの中で第2子以降は保育料が無料となります)。3～5歳児クラスについては幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となります。

※ 今後制度改正により、変更がある場合は公式HPでお知らせします。

※ 給食費等は実費がかかります(免除制度あり)

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850



東京都認証保育所

認証保育所は、保護者の多様化する保育ニーズに対応するため、東京都独自の基準（認証基準）を満たし、東京都と多摩市の指導のもとに、新しいスタイルの保育を目指した保育施設です。13時間以上の開所を基本としており、利用者は保育ニーズに合わせて保育所を選び、保育所と直接利用契約ができます。

●入所手続き

希望する認証保育所に直接お問い合わせください。

●保育料

各認証保育所の定める額です。希望する認証保育所に直接お問い合わせください。なお、多摩市内在住で市内及び市外の認証保育所と月120時間以上の利用契約を結ばれた方には、多摩市認証保育所利用者支援事業により規定保育料のうち月額上限30,000円を多摩市が補助します（多子軽減あり）。但し、無償化の認定を受けている場合は、保育料軽減（月額上限30,000円）部分の補助は受けられません。

※東京都の補助制度に応じて市の制度が変更になる可能性があります。今後制度改正により、変更がある場合には公式HPでお知らせします。

●市内認証保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号
ウィズチャイルドさくらがおか幼稚園	関戸1-1-5 ザ・スクエアE-5	376-3541
ウィズチャイルドさくらがおかみなみ園	東寺方1-2-11	376-3541
ウィズチャイルドさくらがおかこども園	一ノ宮2-45-3	376-3541
ウィズチャイルドかわのこほいく園	関戸1-20-2 サクテラスモール301	376-3541
キッズガーデン かわせみ	連光寺1-1-1	319-6300
永山駅前こどもの家	永山1-4 グリナード永山4階	376-5588
多摩センターこどもの家	落合1-47 ニューシティ多摩センタービル2階	373-7773
みらい保育園	豊ヶ丘1-1-4 フラワーマンションコヤタⅡ	373-7115
多摩センターエンゼルホーム	落合2-32 オーベルグランディオ 多摩中央公園104	310-0900
キッズサポート多摩 めぐみクラブ	鶴牧1-25-2 ヴィークスステージ多摩センター2階	319-6771
キッズサポート多摩 第二めぐみクラブ	鶴牧1-26-3 NTT東日本多摩ビル3階	313-7833

●幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付制度」の認定を受けると、月額37,000円等を上限に保育料が軽減されます。無償化のサービスを利用するためには、市に申請し、認定を受ける必要があります。認定を受けるためには「保育の必要性の事由」が必要で（0～2歳児クラスの非課税世帯（月額上限42,000円）・3～5歳児クラス（月額上限37,000円））。詳しくは各施設にお問い合わせください。

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850

家庭的保育事業所

家庭的保育事業所は、保護者が就労、病気または看護等の理由により家庭で児童を保育することができない場合に、市で認可した家庭的保育事業者の自宅で保護者に代わって保育します。

●施設所在地

市内に3施設あります。地区は、永山3丁目1名、豊ヶ丘2丁目1名、落合2丁目1名となっています。

※募集人数等の状況は施設によって異なりますので、入所のしおり等ご確認ください

●対象児童

生後43日以降2歳児クラスまでの乳幼児

※年度途中から保育を開始し、年齢が満3歳の児童については年度中に限り可

※施設によって受入開始年齢が異なりますので、詳細は入所のしおりをご確認ください

●開所時間

月～金曜（祝日・年末年始を除く）8:00～17:00

●保育料

4月から8月までは世帯の前年度分の区市町村民税所得割額、9月から翌3月までは当該年度分の区市町村民税所得割額（同一世帯の祖父母等を含む場合もあり）により決定します（生計を同一にするきょうだいの中で第2子以降は保育料が無料となります）。

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850

小規模保育事業所

小規模保育事業所は、保護者が就労、病気または看護等の理由により家庭で児童を保育することができない場合に、市で認可した小規模保育事業者が、保護者に代わって保育します。

●施設所在地

施設名称	どんぐり保育室	こころプティ保育園	さっちゃんルーム	あおぞらルーム
所在地	諏訪1-66-1-101	落合1-36-300 (ザ・パークハウス多摩センター内)	桜ヶ丘3-32-1	鶴牧1-11-10
連絡先	400-5241	374-3999	373-1638	400-5138
受入年齢定員	1～2歳 定員12人	0～2歳 定員12名	1～2歳 定員12名	1～2歳 定員12名
開所時間	月曜～金曜 8:00～17:00 (日・祝日閉所)	月曜～金曜 8:00～17:00 (日・祝日閉所)	月曜～金曜 8:00～17:00 (日・祝日閉所)	月曜～金曜 8:00～17:00 (日・祝日閉所)

※延長保育については、施設に直接お問い合わせください

※土曜日の利用については、各施設に直接お問い合わせください

●対象児童

生後6か月以降2歳児クラスまでの乳幼児

※年度途中から保育を開始し、年齢が満3歳の児童については年度中に限り可

※施設によって受入開始年齢が異なりますので、詳細は入所のしおりをご確認ください

●保育料

4月から8月までは世帯の前年度分の区市町村民税所得割額、9月から翌3月までは当該年度分の区市町村民税所得割額（同一世帯の祖父母等を含む場合もあり）により決定します（生計を同一にするきょうだいの中で第2子以降は保育料が無料となります）。

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850

事業所内保育事業所

事業所内保育事業所は、保護者が就労、病気または看護等の理由により家庭で児童を保育することができない場合に、市で認可した事業所内保育事業者が、保護者に代わって保育します。

●施設所在地

施設名称	所在地	電話番号	受入年齢	開所時間
サクラさーくる	関戸2-43-1	337-3482	0～2歳	月曜～金曜7:30～18:30 (土日・祝日閉所)

※延長保育については、施設に直接お問い合わせください

●対象児童

生後43日以降2歳児クラスまでの乳幼児

※年度途中から保育を開始し、年齢が満3歳の児童については年度中に限り可

●保育料

4月から8月までは世帯の前年度分の区市町村民税所得割額、9月から翌3月までは当該年度分の区市町村民税所得割額(同一世帯の祖父母等を含む場合もあり)により決定します(生計を同一にするぎょうだいの中で第2子以降は保育料が無料となります)。

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850

企業主導型保育所

国から助成を受けて、企業が自主的に設置する認可外保育施設です。企業のための従業員枠の他に、地域住民のための地域枠を設けている場合があります。

●入所手続き

利用するためには教育・保育給付認定または保育の必要性を示す書類を提示する必要があります。希望する企業主導型保育所に直接お問い合わせください。

●保育料

各保育所の定める額です。希望する企業主導型保育所に直接お問い合わせください。なお、多摩市内在住で市内及び市外の企業主導型保育所(地域枠)で月120時間以上の利用契約を結ばれた方には、規定保育料のうち月額30,000円を上限に実際に支払う保育料の1/2を多摩市が補助します(多子軽減あり)。

※東京都の補助制度に応じて市の制度が変更になる可能性があります。決定し次第、市のホームページ等でお知らせします

●市内企業主導型保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号
プラスキッズみらい保育園 聖蹟桜ヶ丘園	関戸3-14-8 シェ・モア桜ヶ丘1階	400-6780
京王キッズプラッツ多摩センター	落合1-12-7	316-9037
聖蹟こどもTERRACE	関戸4-33-6	376-3541
ニチイキッズせいせき 桜ヶ丘駅前保育園	関戸1-7-2 あいおいニッセイ同和損保桜ヶ丘センター1階	373-6400

※受入年齢や定員については施設にお問い合わせください

※幼児教育・保育の無償化の対象になる場合については、施設にお問い合わせください

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850

幼稚園

幼稚園は、「幼児を保育し、適切な環境を整えてその心身の発達を助長すること」を目的とした学校教育法に基づく施設です。

●対象児童

満3歳以上の就学前児童

※満3歳児クラスの有無については各施設へお問い合わせください

●利用時間

希望する幼稚園に直接お問い合わせください。

※全園で預かり保育を実施しています(詳細は、各園へお問い合わせください)

●費用

◎印の幼稚園・認定こども園は、子ども・子育て支援法に基づく新制度園となります。

幼児教育・保育の無償化により、新制度園は保育料が無料となります。

☆印の現行制度園は月額25,700円を上限に保育料が軽減されます。(補助を受けるには、申請が必要です。)

下記一覧の全施設において保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合は、月額11,300円(日額450円)を上限に保育料が軽減されます。(満3歳児クラスは住民税非課税世帯が対象です。)

課税世帯の方で、対象児童が第2子以降の場合も補助があります。

※補助を受けるには、申請が必要です。詳細は市ホームページをご覧ください。

その他食事代、バス代等は実費がかかります。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

●幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
◎認定こども園 多摩みゆき幼稚園	連光寺2-24-6	400-6996
◎富士ヶ丘幼稚園	乞田1145	374-2600
☆緑ヶ丘幼稚園	和田712	375-6755
◎認定こども園東京大谷幼稚園	愛宕1-51	375-0728
◎錦秋幼稚園	永山3-8	374-6767
◎文化学園大学附属すみれ幼稚園	諏訪4-11	374-7427
◎諏訪幼稚園	諏訪5-3	374-6141
◎せいとく幼稚園	落合4-12	376-6111
◎おだ認定こども園	落合5-7-2	376-0211

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850



私立幼稚園等園児保護者補助金

私立幼稚園及び東京都が認定している幼稚園類似施設等に通園している幼児の保護者に対して、所得に応じて費用（保護者負担額）の一部を補助する制度です。

●対象

私立幼稚園、東京都が認定している幼稚園類似施設へ通園している多摩市住民基本台帳に記載されている園児の保護者

●補助内容

〈新制度幼稚園〉

※補助額は、当該年度の特定負担額が対象です。特定負担額とは、園則に規定されている、市町村の定める基本負担額（保育料）とは別に特定教育・保育の質の向上を図るうえで、毎年度徴収されている上乗せの費用のことです

対象区分	補助限度額（月額）		
	第1子	第2子	第3子
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯のうち特例世帯	6,200円	6,200円	6,200円
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯・市民税所得割課税額が77,100円以下の特例世帯	3,200円	6,200円	6,200円
市民税所得割課税額が 77,100円以下の世帯	1,800円	1,800円	6,200円
市民税所得割課税額が 211,200円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,600円
市民税所得割課税額が 256,300円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,000円
上記に該当しない世帯	1,800円	1,800円	1,800円

〈現行制度幼稚園〉

※補助額は、当該年度の保育料が対象です。ただし、世帯の収入（年収270万円未満の世帯及び第3子の上記に該当しない世帯以外）によって、園則に規定されている「その他納付金」が補助額の対象になる世帯があります（保育料が無償化上限金額（25,700円）以下の施設の場合は、対象になりません）

対象区分	補助限度額（月額）		
	第1子	第2子	第3子
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯のうち特例世帯	13,300円	13,300円	13,300円
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯・市民税所得割課税額が77,100円以下の特例世帯	10,300円	13,300円	13,300円
市民税所得割課税額が 77,100円以下の世帯	1,800円	6,050円	13,100円
市民税所得割課税額が 211,200円以下の世帯	1,800円	1,800円	11,600円
市民税所得割課税額が 256,300円以下の世帯	1,800円	1,800円	9,700円
上記に該当しない世帯	1,800円	1,800円	4,700円

◎海外赴任や、海外から転入された方は、海外における収入がわかる書類が必要です。

〈幼稚園類似施設〉

※幼稚園類似施設の補助限度額については、子ども・若者政策課までお問い合わせください

問合せ 子ども・若者政策課幼児教育・保育担当 ☎338-6850